

JAPAN P&I NEWS

No.954-18/04/18

外航組合員各位

中国天津港における船舶汚染防止管理の新規制

題記の件に関し、香港の油濁清掃業者の Hong Kong Reman Marine Services Co., Ltd. より情報を入手しましたのでご参考に供します。

2018年2月23日、天津当局は天津港における船舶汚染防止管理に関する新規則「Order No.1 of the People's Government of the Tianjin Municipality」を公布しました。

要点は以下のとおりです。

- 次に該当する船舶は、汚染物質排出設備の鉛封印対策を行わなければならない。
 - (1) 天津港内での航行、停泊、荷役期間が30日を超過する船舶。
 - (2) ドックで修理中の船舶。違反した場合、罰金2,000から20,000人民元を科される可能性がある。
- 天津港では船舶による焼却炉使用を禁止する。
違反した場合、罰金3,000から30,000人民元を科される可能性がある。
- 船舶がダスト貨物または毒性の有害ガスを拡散する可能性のある貨物を輸送、荷役する際には、大気汚染防止のための封印対策またはその他の安全対策をとらなければならない。
違反した場合、罰金3,000から30,000人民元を科される可能性がある。
- 燃料油サプライヤーは、供給する燃料油の品質が関連基準および要件を満たしていることを確実にし、国家検査資格を有する検査機関に同燃料油サンプルを提出しなくてはならない。また同燃料油の品質検査結果報告を本船上に保管しなくてはならない。
- 船舶のデッキは洗い流す前に汚染物が洗浄されていなくてはならない。次のいずれかに該当する場合は、デッキを洗い流してはいけない。
 - (1) デッキが汚染物質に汚染されている。
 - (2) 特別保護海域で係留または航行している。

なお、上記新規制は2018年5月1日に発効します。

以上

日本船主責任相互保険組合

業務部国際グループ

Tel: +81 3 3662 7214

Fax: +81 3 3662 7107

E-mail: ri-dpt@piclub.or.jp

Website: <https://www.piclub.or.jp>